

目 次

第1節 総 則

1. 目的
2. 上位の法令、規程
3. 適用範囲

第2節 認定審査及び定期検査に係る手数料

4. 一般事項
5. 手数料算定に係る審査員数及び審査日数
 - 5.1 (削除)
 - 5.2 ASNITE認定業務(ASNITE製品を除く。)の場合
 - 5.3 ASNITE認定業務(ASNITE製品に限る。)の場合
6. 認定審査及び定期検査に係る手数料の特例措置
 - 6.1 定期検査(部分検査)
 - 6.2 ASNITEプログラムの特別手数料
 - 6.3 合同審査等
 - 6.4 外国事業者における手数料の追加請求について

第3節 技能試験及び測定監査に係る手数料

7. 一般事項
8. 手数料の算定
 - 8.1 校正に関する技能試験等手数料
 - 8.2 試験に関する技能試験等手数料

附則

- 別表 合同審査の組合せ
- 別添1(削除)
- 別添2(参考) 手数料の例
- 別添3(参考) 法令で定める手数料

認定業務に係る手数料規程

第1節 総則

1. 目的

この規程は、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)認定業務管理規程(認定一法B-業務管理)第2節9.に基づき、機構が実施する認定業務に係る手数料(法令に別段の定めがあるものを除く。)について必要な事項を定めることを目的とする。

備考:法令で規定されている手数料としては、次のものがある。

- ・計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度(MLAP)の申請手数料(計量法関係手数料令(平成5年政令第340号))
- ・計量法に基づく校正事業者登録制度(JCSS)の申請手数料(計量法関係手数料令(平成5年政令第340号))
- ・工業標準化法に基づく試験事業者登録制度(JNLA)の手数料(工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令(昭和24年政令第408号))

2. 上位の法令、規程

- (1) 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成11年法律第204号)
- (2) 認定業務管理規程

3. 適用範囲

この規程は、認定業務管理規程に基づき、機構が実施する次の認定審査、定期検査、技能試験及び測定監査に係る手数料に適用する。

- (1)認定業務管理規程第2節3.(1)に基づく認定国際基準対応(以下「MRA対応」という。)のJCSS登録校正事業者及びJNLA登録試験事業者に対する定期検査
- (2)認定業務管理規程第1節4.(4)に基づくASNITE認定業務の認定審査及び定期検査
- (3)認定業務管理規程第2節3.(2)に基づく技能試験及び測定監査

備考1:ASNITE認定業務には、次の対象プログラムがある。

- ア)ASNITE校正事業者の認定(ASNITE校正)
- イ)ASNITE試験事業者の認定(ASNITE試験)
- ウ)ASNITE試験事業者ITの認定(ASNITE試験IT)
- エ)ASNITE標準物質生産者の認定(ASNITE標準物質生産者)
- オ)ASNITE製品認証機関の認定(ASNITE製品)

備考2:定期検査とは、認定又は登録された事業者が継続的に認定国際基準を維持しているかどうかの確認を行うため、認定審査又は登録審査と同じ審査項目又はその一部の項目について、認定後又は登録後に定期的に行う検査をいう。認定審査又は登録審査と同じ審査項目について検査を行うことを全項目検査、その一部の項目について検査を行うことを部分検査という。

第2節 認定審査及び定期検査に係る手数料

4. 一般事項

機構が実施する認定審査及び定期検査の手数料算定の基本的考え方は、次のとおりとする。

(1) MRA対応のJCSS登録校正事業者の定期検査(全項目検査)手数料は、計量法関係手数料令別表第1第10号及び第11号に定める登録の更新手数料の算出方法を準用する。

備考:別添3(法令で定める手数料)2.を参照。

(2) MRA対応のJNLA登録試験事業者の定期検査(全項目検査)手数料は、工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令第5条第2項に定める登録の更新手数料の算出方法を準用する。

備考:別添3(法令で定める手数料)3.を参照。

(3) ASNITE認定業務の認定審査及び定期検査の手数料は、基本料(事務処理人件費、物件費及び評定委員会出席旅費)、審査員人件費及び審査旅費から算出した経費を徴収するものとし、手数料算定式は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{①(国内事業者の場合)} \quad 232 \quad + \quad 39ab \quad + \quad 28a \quad (\text{千円}) \\ \text{基本料} \quad \text{審査員人件費} \quad \text{審査旅費} \\ \text{②(外国事業者の場合)} \quad 232 \quad + \quad 39ab \quad + \quad a \times \text{外国旅費} \quad (\text{千円}) \\ \text{基本料} \quad \text{審査員人件費} \quad \text{審査旅費} \end{array}$$

この場合において、aは審査員数を、bは審査日数(書類審査日数、現地審査日数及び移動拘束日を含む。また、定期検査の場合は「審査」を「検査」と読み替えるものとする。以下同じ。)を意味し、外国旅費は機構の出張旅費支給規程(財会一法B-旅費規程)によるものとする。ただし、外国旅費に係る額の算出において、事業者が航空券、外国における移動に係る交通機関の乗車券又は宿泊券を手配し機構に提供した場合にあっては、当該提供を受けたものについて手数料の算出に含めないこととする。

(4) 手数料は、算出した額に消費税率を乗じた額を加算した額とし、1円未満の端数は切り捨てとする。

備考:消費税法改正に伴う消費税率を適用する。

(5) (3)において、認定業務管理規程第1節3.に規定する外部審査員等の中の技術審査担当又は機構職員の技術審査担当が認定審査又は定期検査に同行する場合は、その人数を審査員数に含めるものとする。

(6) (3)において、ASNITEのマルチサイト事業者に適用する手数料は、基本料にASNITE校正事業者認定の一般要求事項(認定一部門-CARP21)附属書1等における「マルチサイト事業者の認定に対する特定要求事項」に規定する主たる事業所に対する審査員人件費及び審査旅費並びに主たる事業所以外の事業所に対する審査員人件費及び審査旅費を加算した総額とする。

(7) (3)の①国内事業者において、認定審査及び定期検査(全項目検査)の一部として外国にある事業所又は外国にある下請負契約者(以下「外国にある審査対象事業所」という。)の業務状況を確認する必要がある場合の手数料は、国内事業者の基本料、審査員人件費及び審査旅費に、確認の対象となる外国にある審査対象事業所ごとの審査員人件費(39ab)及び審査旅費(a×外国旅費)を加算した総額とする。

(8) (3)の②外国事業者において、認定審査又は定期検査(全項目検査)の一部として国内にある事業所又は国内にある下請負契約者(以下「国内にある審査対象事業所」という。)の業務状況を確認する必要がある場合の手数料は、外国事業者の基本料、審査員人件費及び審査旅費に、確認の対象となる国内にある審査対象事業所ごとの審査員人件費(39ab)及び審査旅費(28a)を加算した総額とする。

(9) 手数料は、認定審査又は定期検査の開始前に徴収するものとする。

5. 手数料算定に係る審査員数及び審査日数

5. 1 (削除)

5. 2 ASNITE認定業務 (ASNITE製品を除く。)の場合

手数料算定の際の審査員数及び審査日数は、認定申請に係る、又は認定されている合計区分数及び審査又は検査の別等並びに技術審査担当の同行人数によって、表2に示すとおりとする。

表2

審査・検査		合計区分数	1～3区分	4～10区分	11～16区分	17区分以上
		認定審査又は定期検査(全項目検査)	基本	$a = (2 + \alpha)$ $b = 4$	$a = (2 + \alpha)$ $b = 5$	$a = (3 + \alpha)$ $b = 5$
	加算	マルチサイト事業者の主たる事業所以外の事業所 ^(備考9) a: 事業所ごとの審査員数(技術担当を含む) b: 事業所ごとの審査日数				
		国内事業者において外国にある審査対象事業所を確認する必要がある場合 ^(備考10) a: 確認の対象となる外国にある審査対象事業所ごとの審査員数(技術担当を含む) b: 確認の対象となる外国にある審査対象事業所ごとの審査日数				
		外国事業者において国内にある審査対象事業所を確認する必要がある場合 ^(備考11) a: 確認の対象となる国内にある審査対象事業所ごとの審査員数(技術担当を含む) b: 確認の対象となる国内にある審査対象事業所ごとの審査日数				

備考1: ASNITE標準物質生産者の区分は、別途定めるASNITE標準物質生産者区分表による。

備考2: ASNITE校正の区分は、JCSSの登録に係る区分表を準用する。ただし、CIPM(国際度量衡委員会)に登録を行う国家計量研究所の区分はCIPMの区分を準用する。また、臨床検査用標準計測室にあつては別途定める臨床検査用標準計測室区分表による。

備考3: ASNITE試験の区分は、別途定めるASNITE試験区分表による。

備考4: ASNITE試験ITの区分は、ASNITE試験事業者IT認定の一般要求事項(認定一部門-TIRP21)1. 2. 2の表による。また、2. 2に定める保証コンポーネントの追加並びに5. 4(4)に定める区分内の製品分野を追加する場合又はEALの数値を大きくする場合は、それぞれの内容ごとに1区分として扱う。

備考5: aの固定数は、管理システム項目審査員及び技術項目審査員の合計人数である。

備考6: α は技術審査担当であつて、申請区分又は認定区分に応じて必要な人数。ただし、申請事業者又は認定事業者が技術審査担当の審査又は検査に係る費用を別途負担する場合は、当該 α を0とする。

また、ASNITE試験ITにおいては、コモンクライテリア評価、暗号モジュール

試験、システムLSI侵入テストの区分ごとに α を1とする。

備考7: 技術審査担当を海外から招へいする場合は、 b に2を加える。

備考8: マルチサイト事業者の合計区分数は、主たる事業所の区分と主たる事業以外の事業所の区分の合計数とする。ただし、主たる事業所と主たる事業所以外の事業所において重複する同一の区分又は主たる事業所以外の複数の事業所において重複する同一の区分は1区分とする。

備考9: マルチサイト事業者の主たる事業所にあつては基本欄に定める a 及び b を用い、主たる事業所以外の事業所にあつては加算欄に定める事業所ごとの個別の a 及び b を用いる。

備考10: 国内事業者において外国にある審査対象事業所を確認する必要がある場合は、国内事業者にあつては基本欄に定める a 及び b を用い、確認の対象となる外国にある審査対象事業所にあつては加算欄に定める事業所ごとの a 及び b を用いる。

備考11: 外国事業者において国内にある審査対象事業所を確認する必要がある場合は、外国事業者にあつては基本欄に定める a 及び b を用い、確認の対象となる国内にある審査対象事業所にあつては加算欄に定める事業所ごとの a 及び b を用いる。

5.3 ASNITE認定業務(ASNITE製品に限る。)の場合

申請又は認定した認証機関の審査対象事業所等に応じて審査員数及び審査日数を決定し、表3を用いて手数料を算出するものとする。

表3

国内・外国 審査・検査		国内認証機関	外国認証機関
認定審査 又は 定期検査 (全項目検査及び部分検査)	基本	審査員人件費算定の審査員数 a : 審査員数 旅費算定の審査員数 a : 審査員数 × 審査対象事業所数 ^(備考1)	a : 審査員数 b : 2 + 全審査対象事業所に対する延べ現地審査日数 ^(備考1)
		b : 2 + 全審査対象事業所に対する延べ現地審査日数 ^(備考1)	
	加算	外国にある審査対象事業所を確認する必要がある場合 ^(備考2) a : 確認の対象となる外国にある審査対象事業所ごとの審査員数(技術担当を含む) b : 確認の対象となる外国にある審査対象事業所ごとの審査日数	国内にある審査対象事業所を確認する必要がある場合 ^(備考3) a : 確認の対象となる国内にある審査対象事業所ごとの審査員数(技術担当を含む) b : 確認の対象となる国内にある審査対象事業所ごとの審査日数

備考1: 審査対象事業所とは、申請のあった認証機関の事業所(一つ以上の主要な活動を行う全ての事業所)並びに主要な活動以外の活動(試験等の評価活動)を行う事業所及び認証審査に同行が必要な工場等をいう。

備考2: 国内認証機関において外国にある審査対象事業所を確認する必要がある場合は、国内認証機関にあつては基本欄に定める a 及び b を用い、確認の対象となる外国にある審査対象事業所にあつては加算欄に定める事業所ごとの a 及び b を用いる。

備考3: 外国認証機関において国内にある審査対象事業所を確認する必要がある場合は、

外国認証機関にあつては基本欄に定めるa及びbを用い、確認の対象となる国内にある審査対象事業所にあつては加算欄に定める事業所ごとのa及びbを用いる。

6. 認定審査及び定期検査に係る手数料の特例措置

6. 1 定期検査(部分検査)

(1) MRA対応のJCSS登録校正事業者の定期検査(部分検査)の手数料は、計量法関係手数料令別表第1第10号に定める登録の更新手数料のうち、定額部分(マネジメントシステム審査部分)とする。

備考:別添3(法令で定める手数料)2.を参照。

(2) MRA対応のJNLA登録試験事業者の定期検査(部分検査)の手数料は、工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令第5条第2項に定める登録の更新手数料のうち、定額部分(マネジメントシステム審査部分)とする。

備考:別添3(法令で定める手数料)3.を参照。

(3)ASNITE認定業務(ASNITE製品を除く。)の定期検査(部分検査)の手数料は、4.(3)の手数料算定式における基本料を、国内事業者及び外国事業者とも191(千円)とし、審査員数 $a=1$ 、審査日数 $b=2$ として算出するものとする。

6. 2 ASNITEプログラムの特別手数料

ASNITEプログラムのうち、国家計量標準研究所(NMI)の認定において、途上国との技術協力、国際相互承認等、政府処置への特別配慮を必要とするものであつて、認定の審査に係る国際基準等の観点から特に問題がない場合には、理事長の承認を得て、機構の運営に過度な負担のない範囲で手数料を減額することができるものとする。

6. 3 合同審査等

6. 3. 1 合同審査の条件

(1) 次の①から③までの条件を全て満たす場合、6. 3. 2に規定する認定審査、登録審査又は定期検査を合同して実施(以下「合同審査」という。)できるものとする。ただし、ASNITE認定業務(ASNITE製品を除く。)の組み合わせによる認定審査又は定期検査は6. 3. 4による。

①認定審査、登録審査又は定期検査の対象となる事業者の事業が、同一の組織であり、かつ同一の品質システムで運営されていること。

②認定基準が同一であること。

③一回の出張(マルチサイト事業者は一連の出張)で実施可能であること。

(2) 合同審査は、審査又は検査の対象事業者からの申出により実施するものとする。

6. 3. 2 合同審査の種類

(1) 合同審査は、基本となる認定審査、登録審査又は定期検査(以下「基本となる審査等」という。)と、付加する認定審査又は定期検査(以下「付加する審査等」という。)により、別表に示す組み合わせ又はこれらに類似する組み合わせとする。

(2) 付加する審査等は、原則として、一つの認定審査又は定期検査とする。

6. 3. 3 合同審査における手数料の算定

(1) 合同審査における手数料の算定は、付加する審査等の手数を減額するものとする。

(2) 付加する審査等の手数は、4.(3)の手数料算定式に次の①及び②の条件を適用し、算出するものとする。

①認定審査又は定期検査の管理システム項目の審査員1名を減じる。

②基本料を国内事業者及び外国事業者とも140(千円)とする。

6. 3. 4 ASNITE認定業務（ASNITE製品を除く。）の組み合わせによる手数料の算定

(1) ASNITE認定業務において、対象プログラムが同一の追加認定審査及び定期検査を1回の出張（マルチサイト事業者は一連の出張）で実施する場合は、4. (3)の手数料算定式に次の

①又は②を適用し、算出するものとする。

①追加認定審査及び定期検査（全項目検査）の場合は、追加認定審査に係る申請区分数及び定期検査に係る認定区分数の合計区分数について、5. 2の表2を適用する。

②追加認定審査及び定期検査（部分検査）の場合は、追加認定審査に係る申請区分数について5. 2の表2を適用し、定期検査（部分検査）に係る審査日数を1日加算（ $b+1$ ）する。

(2) ASNITE認定業務において、対象プログラムが異なる認定審査、定期検査又はその組み合わせによる審査を1回の出張（マルチサイト事業者は一連の出張）で実施する場合は、4. (3)の手数料算定式に次の①及び②の条件を適用し、算出するものとする。

①審査員数は、管理システム項目の審査員1名並びに異なる対象プログラムの申請区分又は認定区分の技術審査に必要な審査員及び技術審査担当（ α ）の総数とする。

②審査日数は、異なる対象プログラムの申請区分数又は認定区分数の合計区分数について、5. 2の表2を適用した日数とする。

備考：ASNITE認定業務の対象プログラムは3. 備考1を参照。

6. 3. 5 ASNITE認定業務（ASNITE製品を除く。）の追加認定審査に係る手数料の算定

ASNITE認定事業者から、認定審査又は定期検査（全項目検査に限る。）の現地審査実施日から2年以内に同一の対象プログラムの追加認定申請があった場合は、5. 2の表2から管理システム項目の審査員1名を減じて手数料を算出するものとする。

6. 3. 6 JNLA試験区分と同じASNITE試験区分の認定審査等に係る手数料の算定

JNLA登録審査（更新を含む。）又はMRA対応のJNLA登録試験事業者の定期検査において、JNLA試験方法の区分と同じASNITE試験方法の区分の認定審査又は定期検査を合同で実施する場合のASNITE試験に係る手数料は、52（千円）の基本料に試験区分数を乗じた額とする。

6. 4 外国事業者における手数料の追加請求について

ASNITE認定業務（ASNITE製品を除く。）における外国事業者の認定審査（当該事業所に対する初回審査を除く。）又は定期検査（全項目検査）に係る手数料であって、認定申請受付時又は定期検査申込受付時に現地審査・検査への同行人数が確定できないときは、最小の同行人数で手数料を算出し、後日、不足額を追加請求する。この場合において、審査員人件費算定の審査員数は5. 2で定めるものとし、最小の同行人数で算出する手数料の算定式は、以下のとおりとする。

$$232 + 39(a - \beta)b + 39 \times \beta \times 2 + (a - \beta) \times \text{外国旅費}$$

基本料 審査員人件費〔 $b = (\text{現地} + \text{書類} + \text{移動拘束日})$ 〕 審査員人件費（書類） 審査旅費（千円）

備考： β は現地審査・検査に同行しない審査員数を意味する。

第3節 技能試験及び測定監査に係る手数料

7. 一般事項

- (1) 技能試験及び測定監査（以下「技能試験等」という。）の手数料は、個々の技能試験等ごとに決定するものとする。
- (2) 手数料は、技能試験等の開始前に徴収するものとする。
- (3) 手数料は、次の費用から算出するものとする。
 - ①技能試験等の1回の運営費（直接人件費）
 - ②事業者ごとに必要な費用（報告書作成費等）
 - ③技能試験等に固有な費用（仲介器又は標準物質（以下「仲介器等」という。）の償却費又は購入費及び校正費、又はサンプル費及び均質性確認費用）
 - ④その他必要な費用（説明会開催費用等）
- (4) 個々の技能試験等の手数料の差（参加事業者の負担の差）を考慮し、1事業者当たりの手数料の上限を定めるものとする。

8. 手数料の算定

8.1 校正に関する技能試験等手数料

(1) 手数料の算定式

校正に関する技能試験等の手数料は、次の算定式から算出した額（100円未満切り捨て）に消費税率を乗じた額を加算した額とする。ただし、1事業者当たりの手数料の上限を、技能試験は200（千円）（消費税に相当する額を除く。）、測定監査は300（千円）（消費税に相当する額を除く。）とする。

[算定式]

$$1\text{事業者当たり}\text{の手数料} = (A+B+C+D+E) \div n \quad (\text{円})$$

この場合において、Aは仲介器等の償却費又は購入費、Bは校正費、Cは直接人件費、Dは報告書作成費等、Eはその他費用、nは参加事業者数とする。

備考：仲介器等の特性により、技能試験等に繰り返し使用することができる場合は償却費とし、繰り返し使用することができない場合は購入費とする。

(2) 算定条件

①技能試験（試験所間比較）の場合

A：仲介器等の償却費の場合は、購入金額を償却年数（5年）で除した額の1.5倍とする。

備考：1回の技能試験の実施期間を1年半と想定する。

B：校正費は、仲介器を校正又は標準物質を値付けするために独立行政法人産業技術総合研究所、指定校正機関又はJCSS登録校正事業者等に支払う全ての費用とする。

C：直接人件費は固定費とし、430（千円）とする。

D：報告書作成費等には、コピー代、切手代及びFAX代を含むものとする。

E：その他費用には、この技能試験に係るAからDまで以外の経費の全てを含むものとする。

②測定監査の場合

A：仲介器等の償却費の場合は、購入金額を償却年数（5年）で除した額を12で割った額とする。

備考：仲介器等の拘束期間を1か月間と想定する。

B：校正費は、仲介器を校正又は標準物質を値付けするために独立行政法人産業技術総合研究所、指定校正機関又はJCSS登録校正事業者等に支払う全ての費用とする。

C：直接人件費は固定費とし、80（千円）とする。

D：報告書作成費等は計上しない。

E：その他費用は計上しない。

8.2 試験に関する技能試験等手数料

(1) 手数料の算定

試験に関する技能試験等の手数料は、次の算定式から算出した額(100円未満切り捨て)に消費税率を乗じた額を加算した額とする。ただし、1事業者当たりの手数料の上限を、技能試験は200(千円)(消費税に相当する額を除く。)、測定監査は300(千円)(消費税に相当する額を除く。)とする。

[算定式]

$$1\text{事業者当たりの手数料} = (A+B+C+D+E) / n \quad (\text{円})$$

この場合において、Aはサンプル費、Bは均質性確認費用、Cは直接人件費、Dは報告書作成費等、Eはその他の費用、nは参加事業者数とする。

(2) 算定条件

①技能試験(試験所間比較)の場合

A: サンプル費は、技能試験サンプルの作製費とする。

B: 均質性確認費用は、均質性確認に必要な全ての費用とする。

C: 直接人件費は固定費とし、430(千円)とする。

D: 報告書作成費等には、コピー代、切手代及びFAX代を含むものとする。

E: その他の費用には、この技能試験に係るAからDまで以外の経費の全てを含むものとする。

②測定監査の場合

A: サンプル費は、測定監査用サンプルの作製費とする。

B: 均質性確認費用は、均質性確認に必要な全ての費用とする。

C: 直接人件費は固定費とし、80(千円)とする。

D: 報告書作成費等は計上しない。

E: その他費用は計上しない。

第4節 その他

9. 管理部署

本規程の管理部署は認定センター計画課とする。

附則

(施行期日)

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この規程は、平成26年1月15日から施行し、周知期間を設けて平成26年4月1日から適用する。

別表

合同審査の組合せ

1. JCSS業務が基本となる審査等の場合

基本となる審査等	付加する審査等
JCSS登録審査(追加登録審査を除く。)	ASNITEの認定審査又は定期検査
JCSS登録審査(追加登録審査に限る。)	ASNITEの定期検査(部分検査)
JCSS登録更新審査(追加登録更新審査を除く。)	ASNITEの認定審査又は定期検査
JCSS登録更新審査(追加登録更新審査に限る。)	ASNITEの定期検査(部分検査)
MRA対応のJCSS登録事業者の定期検査(全項目検査)	ASNITEの認定審査又は定期検査

2. JNLA業務が基本となる審査等の場合

基本となる審査等	付加する審査等
JNLA登録審査(追加登録審査を除く。)	ASNITEの認定審査又は定期検査
JNLA登録審査(追加登録審査に限る。)	ASNITEの定期検査(部分検査)
JNLA登録更新審査(追加登録更新審査を除く。)	ASNITEの認定審査又は定期検査
JNLA登録更新審査(追加登録更新審査に限る。)	ASNITEの定期検査(部分検査)
MRA対応のJNLA登録試験事業者の定期検査(全項目検査)	ASNITEの認定審査及び定期検査

備考: JNLA登録審査、登録更新審査又は定期検査の際、同じ試験区分に係るASNITE試験事業者の認定審査又は定期検査を合同で実施する場合は、6. 3. 6を参照。

別添1(削除)
別添2(参考)

手数料の例

1. (削除)
2. (削除)
3. ASNITE認定業務 (ASNITE製品を除く。)

合計区分数 審査・検査	1～3区分	4～10区分	11～16区分	17区分以上
認定審査又は定期検査(全項目検査)	a=(2+α) b=4 α=1の時 784,000円	a=(2+α) b=5 α=1の時 901,000円	a=(3+α) b=5 α=1の時 1,124,000円	a=(4+α) b=6 α=1の時 1,542,000円
定期検査(部分検査): a=1 b=2 297,000円				

備考1: αは技術審査担当の人数(例)
備考2: 金額は消費税加算前のもの

4. ASNITE認定業務 (ASNITE製品に限る。)

審査対象事業所数 審査・検査	1	2	3	4
認定審査又は定期検査(全項目検査及び部分検査)	審査員人件費 a=3 b=3 審査旅費 a=3 667,000円	審査員人件費 a=3 b=4 審査旅費 a=6 868,000円	審査員人件費 a=3 b=5 審査旅費 a=9 1,069,000円	審査員人件費 a=3 b=6 審査旅費 a=12 1,270,000円

備考1: 国内認証機関の場合
備考2: 金額は消費税加算前のもの

5. ASNITE認定業務 (ASNITE製品を除く。)(マルチサイト事業者で、主たる事業所以外の事業所が2事業所ある場合の例)

合計区分数 審査・検査	1～3区分	4～10区分	11～16区分	17区分以上
認定審査又は定期検査(全項目検査)	(主たる事業所) a=(2+α) b=4 α=1の時 784,000円 (A1)	(主たる事業所) a=(2+α) b=5 α=1の時 901,000円 (A2)	(主たる事業所) a=(3+α) b=5 α=1の時 1,124,000円 (A3)	(主たる事業所) a=(4+α) b=6 α=1の時 1,542,000円 (A4)
	(主たる事業所以外の事業所) 2事業所、それぞれでa=1及びb=1の場合(例) 134,000円 (B)			
	総額(A1+B) 918,000円	総額(A2+B) 1,035,000円	総額(A3+B) 1,258,000円	総額(A4+B) 1,676,000円

備考1: αは技術審査担当の人数(例)
備考2: 金額は消費税加算前のもの

別添3(参考)

法令で定める手数料

(平成25年10月28日現在)

1. MLAPの認定申請及び更新申請

(計量法関係手数料令)

認定の申請又は更新は、事業所ごとに行う。

認定申請又は更新申請手数料 = 305,000円 + (96,400円 × 区分数)

2. JCSSの登録申請及び更新申請

(計量法関係手数料令)

登録の申請又は更新は、事業所ごとに行う。

①登録申請手数料 = 183,500円 + (81,500円 × 計量器等の区分数)②更新申請手数料 = 129,600円 + (74,100円 × 計量器等の区分数)

備考: 登録事業者が、その登録の有効期間中に新たな計量器等の区分の追加登録申請を行う場合等、上記下線の定額部分(マネジメントシステム審査部分)が免除される場合がある。

3. JNLAの登録申請及び更新申請

(工業標準化法に基づく表示認定申請手数料の額等を定める政令)

登録の申請又は更新は、試験所ごとに行う。

①国内試験事業者の場合

登録申請手数料 = 210,200円 + (63,200円 × 試験方法の区分数)更新申請手数料 = 177,100円 + (52,000円 × 試験方法の区分数)

②外国試験事業者の場合

登録申請手数料 = 210,400円 + (47,500円 × 試験方法の区分数) + 審査員旅費更新申請手数料 = 177,300円 + (36,300円 × 試験方法の区分数) + 審査員旅費

備考: 登録試験事業者が、その登録の有効期間中に新たな試験区分の追加登録申請を行う場合等、上記下線の定額部分(マネジメントシステム審査部分)が免除される場合がある。